

情報提供

那医発第 377 号
令和6年12月17日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 1 3 0 0 号
令 和 6 年 1 2 月 1 0 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)



自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記の通知がありましたので、ご連絡致します。

本件は、令和6年12月2日から、新たに自衛官診療証におけるオンライン資格確認が開始されている旨の通知となっております。

自衛官が保険医療機関、保険薬局等の受診時に資格確認を受ける際も、通常の患者と同様に、マイナンバーカードによる電子資格確認を行うこととなります。

自衛官のオンライン資格確認を行うにあたって、医療機関等におけるシステム改修及び環境設定情報の更新の必要はありません。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

(令和6年12月5日 (日医発第1518号 (情シ) (保険)))

沖縄県医師会事務局業務2課：平良亮

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 1518 号(情シ)(保険)
令和 6 年 12 月 5 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日から、新たに自衛官診療証におけるオンライン資格確認が開始されました。これにより、自衛官が保険医療機関、保険薬局等（以下「医療機関等」という。）の受診時に資格確認を受ける際も、通常の患者と同様に、マイナンバーカードによる電子資格確認を行うことを基本とする仕組みとなり、厚生労働省から本会宛に周知依頼がまいりました。

なお、自衛官のオンライン資格確認を行うにあたって、医療機関等におけるシステムの改修及び環境設定情報の更新は必要ございません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【レセプト請求の運用について】

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始以降、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等は、通常の患者と同様に、当該システム上の情報が原則として正しいものと判断し、レセプト請求を行ってください。なお、限度額適用認定証関連情報及び特定疾病療養受療証情報（自衛官が同意した場合に限る。）の閲覧も可能となります。

【薬剤情報等の閲覧開始、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスの運用開始について】

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始に伴い、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等におかれましては、自衛官が持参したマイナンバーカードで受付した際に閲覧の同意をしている場合、通常の患者と同様に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報及び処方・調剤情報（※）の閲覧

が可能となります。また、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスも対象となります。

なお、これらのサービスの運用開始に伴う医療機関等におけるシステムの改修はございません。

(※) 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する医療機関及び薬局のみ閲覧できます。

【運用に係る不明点や課題等がある場合の問い合わせについて】

医療機関等向け総合ポータルサイトにお問合せください。

○オンライン資格確認等コールセンター

TEL : 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8 : 00～18 : 00

土曜日 (祝日を除く) 8 : 00～16 : 00

○メールでのお問い合わせ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

上記 URL の QR コード



【別添資料】

・事務連絡：自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

事務連絡
令和6年11月29日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
防衛省人事教育局衛生官

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和6年12月2日から、新たに自衛官診療証におけるオンライン資格確認が開始されます。これにより、自衛官が保険医療機関、保険薬局等（以下「医療機関等」という。）の受診時に資格確認を受ける際も、通常の患者と同様に、マイナンバーカードによる電子資格確認を行うことを基本とする仕組みになります。

つきましては、運用開始に伴う留意事項等を下記のとおりお示しますので、貴会内での周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. レセプト請求の運用について

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始以降、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等は、通常の患者と同様に、当該システム上の

情報が原則として正しいものと判断し、レセプト請求を行ってください。

なお、限度額適用認定証関連情報及び特定疾病療養受療証情報（自衛官が同意した場合に限る。）の閲覧も可能となります。

2. 薬剤情報等の閲覧開始、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスの運用開始について

自衛官診療証におけるオンライン資格確認の運用開始に伴い、オンライン資格確認等システムを導入する医療機関等におかれましては、自衛官が持参したマイナンバーカードで受付した際に閲覧の同意をしている場合、通常の患者と同様に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報及び処方・調剤情報（※）の閲覧が可能となります。また、レセプト振替及び電子処方箋管理サービスも対象となります。

なお、これらのサービスの運用開始に伴う医療機関等におけるシステムの改修はございません。

（※） 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する医療機関及び薬局のみ閲覧できます。